

# 「建設業の許可要件の審査等における留意事項」(令和2年4月版) 目次

## 【I 申請関係(新規)】

- 1 事業継承について・・・1
- 2 法人成りに関して・・・2
- 3 般特新規関係について・・・2
- 4 事業開始直後の許可申請について・・・3
- 5 許可換え新規について・・・4
- 6 許可失効後の申請(うっかり失効)について・・・4

## 【II 申請関係(新規以外)】

- 1 許可の有効期間の調整について・・・4

## 【III 経營業務の管理責任者関係】

- 1 経營業務の管理責任者の要件について・・・6
- 2 役員、事業主等の経験について・・・6
- 3 業種に携わった経験について・・・7
- 4 経營業務の管理責任者に準ずる地位について・・・7
- 5 経營業務の管理責任者としての経験等に係る確認書類の要否について・・・10

## 【IV 営業所の専任技術者関係】

- 1 実務経験について・・・11
- 2 資格について・・・13

## 【V 常勤性の確認関係】

- 1 他社の代表取締役である場合について・・・13
- 2 出向契約者の取扱いについて・・・14
- 3 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書について・・・14
- 4 営業所の所在と技術者等の住所について・・・15
- 5 社会保険等未加入業者等における常勤性の確認資料について・・・15

## 【VI 財産的要件について】

- 1 特定建設業に係る財産的要件について・・・15
- 2 一般建設業に係る財産的要件について・・・15

## 【VII 欠格要件について】

- 1 成年被後見人、被補佐人について・・・16
- 2 医師の診断書の内容について・・・16

## 【VIII 変更届について】

- 1 技術者等の婚姻による氏名の変更について・・・16
- 2 県内許可業者の主たる営業所移転に伴う変更届の提出について・・・16
- 3 株式会社が付添しなければならない事業報告書について・・・17

## 【IX 業種について】

- 1 下請での一式工事について・・・17
- 2 墨出し工事について・・・17

## 【X その他】

- 1 建設業者団体について・・・17
- 2 県内許可業者の主たる営業所移転に伴う変更届の提出について・・・17
- 3 代理申請について・・・18
- 4 社会保険未加入業者への加入指導について・・・19

## 【I 申請関係（新規）】

### 1 事業継承について

事業継承とは、現に許可を受けている個人事業主（被承継者）が、死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で（自己都合であるか否かを問わない。）廃業し、個人事業主の親族（承継者）が営業を引き継ぐことをいい、承継人は、新規で許可を取得する必要がある。

なお、許可申請時に以下のすべての条件を満たしているものについては、被承継者の許可番号を引き継ぐことができ、経営事項審査においては、営業年数、完成工事高を引き継ぐことができる。

- ① 承継者（許可申請者）が成人に達して以降、事業主（被承継者）に準じる地位に6年以上あったこと  
※ 「成人に達して以降」としたのは、未成年時の補佐経験は、未成年が行った契約等の法律行為は何時でも取り消し得るとされているなど、社会通念上認められないと判断されるものである。
- ② 承継者は、被承継者の配偶者又は2親等以内の親族であり、戸籍抄本等により親族関係が明らかな者であること。  
※ 事業承継を認める範囲を配偶者及び2親等以内と限定したのは、「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」（平成20年1月31日国土交通省建設業課長通知）における経営事項審査上の事業承継の際の完成工事高の引継ぎを認める基準に準じるもの。
- ③ 承継者の許可申請と同時に被承継者の廃業届（廃業等の年月日は、「承継者の許可の日」と記載する。）を提出すること。
- ④ 許可申請業種が被承継者の許可業種の範囲内であること。  
※ 被承継者の許可業種を超えて申請可能とすると、業種追加＋更新の申請手数料（10万円）よりも安くなる逆転現象が生じるためである。
- ⑤ 承継者自身が許可要件（人的要件（常勤性、欠格要件等）、財産的要件（承継者名義の残高証明書で確認）等）を満たしていること。
- ⑥ 承継理由が発生した日から、1年以内の申請であること。  
※ 許可の取消事由として、建設業法第29条の3で「一年以上営業を休止した場合」とあるため。  
※ 被承継者の死亡等の事由が発生した後、被承継者の許可満了前に承継者が許可申請（事業継承）した場合、承継者が許可を取得するまでの間に従前の許可が失効しても、事業承継は認める（許可失効後の申請（事業継承）は受付できないので注意。）。
- ⑦ 事業継承が認められるのは、事業主1名につき1名とする。
- ⑧ 「新規許可（事業継承）」申請時に、被承継者が提出しなければならない変更届が漏れなく提出されていること。
- ⑨ 経営業務管理責任者証明書の証明者が被承継者又はその配偶者であること。  
※ ただし、被承継者及びその配偶者が、死亡等の理由により証明が困難な場合は、被承継者の元請又は下請業者を証明者とすることができる（その場合、「経営業務

の管理責任者に準じる地位にあつて  
経營業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙様式第1号）」を添付させること。）。

※ 確認資料については、Ⅲ4（1）を参照のこと。

## 2 法人成りについて

建設業許可を有している個人事業主が、事業を廃止し、法人を設立した場合は、個人と法人では人格が相違するため、個人の許可は法人に引き継ぎできない。そのため、設立した法人は、新規で許可を取得する必要がある。

なお、許可申請時に以下のすべての条件を満たしているものについては、従前の許可番号を引き継ぐことができ、経営事項審査においては、個人時代の営業年数、完成工事高を引き継ぎできる。

- ① 法人での許可申請と同時に個人時代の廃業届（廃業等の年月日は、「法人の許可の日」と記載する。）を提出すること。
- ② 個人事業主であった者が50パーセント以上出資した法人であること。
- ③ 営業年度が連続していること。
- ④ 個人事業主であったものが、法人設立時点及び申請時点で代表権を有する役員であること。
- ⑤ 「新規許可（法人成り）」申請時に、個人時代の変更届が漏れなく提出されていること。
- ⑥ 許可申請業種が被承継者の許可業種の範囲内であること。

※ なお、法人から個人への「個人成り」については、許可番号、実績等の引継ぎはできない。

※ 個人時代の許可失効後の申請(法人成り)は認めない。

## 3 般特新規関係について

般特新規とは一般建設業許可(以下「一般許可」という)のみ、又は特定建設業許可(以下「特定許可」という)のみ有している者が、新たに別の許可区分の業種を申請することであるが、次のケースに注意すること。

### <ケース（1）> 一般許可のみを有している者の申請

建設業者A：現在有している許可 一般土木一式，一般建築一式  
許可申請業種 特定土木一式，特定舗装

現在、一般許可しか持っていない者が、新たに特定許可を申請してきているので、般特新規。なお、上記のケースの場合、舗装については一般許可を有していないが、現在とは別の区分での申請のため、業種追加にはならないので注意。（業種追加とは、既に許可を有する許可区分について、新たに別の業種の許可申請をする場合をいう。）

#### <ケース（２）> 特定許可から一般許可への申請

建設業者 A：現在有している許可 特定土木一式，特定建築一式  
許可申請業種 一般土木一式，一般舗装

ケース（１）と考え方は同じだが，特定許可の業種を一般許可に変更する場合は，特定許可について廃業届（廃業等の年月日は，特定許可に必要な技術者が不在となっている場合にあっては届出日を，それ以外の場合は，「一般建設業の許可の日」と記載する。）を提出する必要があるので注意。（一般許可から特定許可の場合は不要）

※ 一般許可の業種を特定許可に変更する場合は，特定許可時に一般許可が無効になる旨建設業法で規定されているが，逆の場合は特に規定がないため。

#### <ケース（３）> 般特新規ではなく，新規扱いになる場合（特定全部廃業）

建設業者 A：現在有している許可 特定土木一式，特定建築一式  
許可申請業種 一般土木一式，一般建築一式

ケース（２）のとおり特定許可を一般許可にする場合，廃業届を提出してもらうことにより，許可を受けている全ての建設業が途切れるため，般特新規ではなく新規となるので注意。

※ 新規であっても許可番号は変えない。

#### <ケース（４）> 般特新規ではなく，業種追加となる場合

建設業者 A：現在有している許可 一般土木一式，特定建築一式，一般ほ装  
許可申請業種 特定舗装

一般ほ装を，特定許可へ変更したので般特新規になるわけではなく，すでに特定の区分では建築一式の業種を有しているので，特定許可の業種追加となる。

## 4 事業開始直後の許可申請について

### （１）個人事業主

事業を開始して間もない個人事業主が，許可申請する場合については，決算期を一度も迎えていないために納税証明書，財務諸表の添付が困難な場合がある。その場合は，「理由書（別紙様式第２号）」を作成し，添付を省略できる。

### （２）法人

設立後間もないために決算期が未到来又は最初の決算後４か月以内の法人が許可申請する場合については，決算期末到来の納税証明書及び開始貸借対照表を添付すること。

## 5 許可換え新規について

許可換え新規とは、既に許可を受けていた者が営業所移転等によって、許可行政庁が変更となる場合になされる申請であり、扱いは新規と同じであるが、新たに許可を受けた時点で既に許可を受けていた許可行政庁の許可が無効となるため、廃業届の提出は不要となる。

## 6 許可失効後の申請（うっかり失効）について

許可の有効期間が経過し、失効した後の申請は新規申請となるが、申請時に以下のすべての条件を満たしているものについては、新規扱いとして、従前の許可番号を引き継ぐことができる。

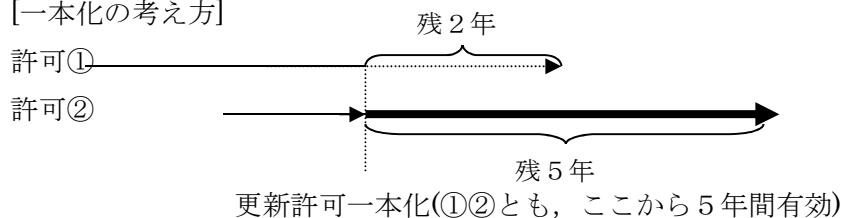
- ① 失効後1年以内における申請であること。（たとえば許可満了日が4月1日の場合、翌年の4月1日までに申請する必要がある。）
- ② 失効前までに変更届が漏れなく提出されていること。ただし、失効後であっても、変更届の提出期限内であれば認める。
- ③ 許可申請業種が失効した許可業種の範囲内であること。

## 【Ⅱ 申請関係（新規以外）】

### 1 許可の有効期間の調整について

複数の許可年月日の期間調整（一本化）する場合、又は、業種追加と同時に更新申請する場合の注意点については、以下のとおり

[一本化の考え方]



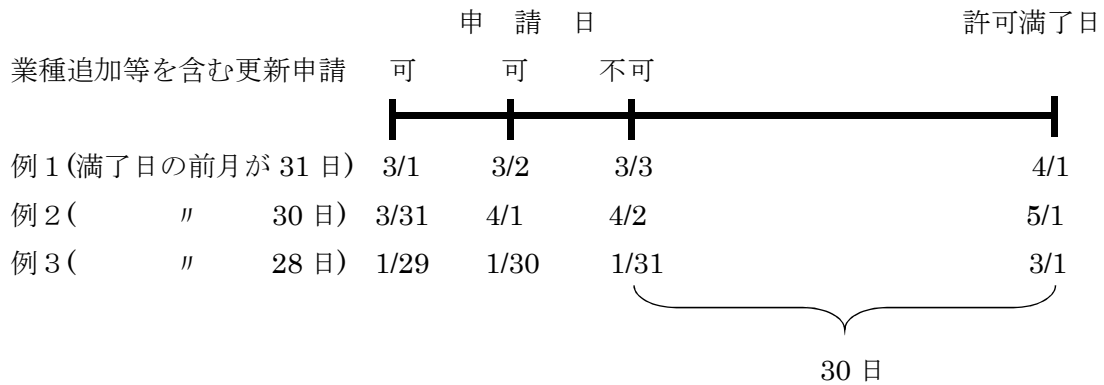
#### (1) 許可の有効期間の調整（一本化）について

許可の有効期間の調整（一本化）については、複数ある許可の有効期間のうち、更新した時点で、残年数の多い期限に調整する。（上記の場合②の方）また、有効期間の調整は、複数ある有効期間をすべて1本化することになるので、一般特定許可をそれぞれもつ者が、一般許可のみ又は、特定許可のみを一本化することはできない。

#### (2) 業種追加等を含む許可の更新申請について

業種追加又は般特新規と更新を同時に申請する場合、業種追加又は般特新規の許可日へ一本化することになる。業種追加や般特新規に係る申請内容についての審査に要する期間が必要となるため、許可満了日から最低でも30日より前（許可通知書下部記載の提出期限まで）に申請する必要があること。このため、有効期間が30日以内にもかかわらず、業種追加や般特新規を含めて申請があった場合は、当該申請を受け付けず、業種追加又は般特新規と更新を分けて申請するよう指導すること。

※ 満了日からの期限が短い(30日以内の場合、業種追加の許可日までに、前回の許可が失効し、許可の空白期間が生じる危険がある(標準処理期間が30日)ため。



### (3) 有効期間調整時の許可申請手数料について

- ① 同一の区分の許可年月日を一本化(一般許可のみ、特定許可のみ)  
更新分 50,000 円
- ② 異なる区分の許可年月日を一本化(一般許可及び特定許可を有している場合)  
一般更新分 50,000 円+特定更新分 50,000 円=100,000 円
- ③ 同一の許可区分で業種追加と更新(業種追加+更新)  
更新分 50,000 円+追加分 50,000 円=100,000 円
- ④ 異なる許可区分で業種追加と更新(業種追加+更新)  
一般更新分 50,000 円+特定更新分 50,000 円+一般(特定)追加分 50,000 円=150,000 円

※ 一般、特定それぞれで業種追加がある場合は、業種追加分が 100,000 円となるので合計 200,000 円となる。

<200,000 円となる場合の具体例>

建設業者 A : 現在有している許可 特定土木一式, 一般建築一式  
許可申請業種(更新業種含む) 特定土木一式, 一般建築一式, 特定舗装, 一般大工

- ⑤ 般特新規, 業種追加及び更新を同時に申請する場合(般特新規+業種追加+更新)

例: 一般許可のみ有している者が, 新たに特定許可と, 一般許可の現在と異なる業種を追加し, 許可の有効期間調整を行った場合

一般更新分 50,000 円+般特新規 90,000 円+業種追加分 50,000 円=190,000 円

<190,000 円となる場合の具体例>

建設業者 A : 現在有している許可 一般土木一式, 一般建築一式  
許可申請業種(更新業種含む) 特定土木一式, 一般建築一式, 一般大工

- ※ ⑤のケースで, 許可の有効期間調整を行わなかった場合は, (般特新規+業種追加)となるので, 手数料は般特新規分 90,000 円と, 業種追加分 50,000 円の合計 140,000 円となる。

## 【Ⅲ 経營業務の管理責任者関係】

### 1 経營業務の管理責任者の要件について

#### (1) 支配人について

「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記（支配人登記）の有無をもって判断する。

#### (2) 法人の役員のうち「これらに準じる者」について

法人の役員のうち「これらに準じる者」とは、法人格にある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準じる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経営執行に関し、取締役会の決議を得て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等をいい、これに該当するか否かは、各種組合等の理事等にあつては、直近の理事会議事録の写し（当該者が理事として署名押印しているもの）、具体的な権限移譲を受けた執行役員等にあつては、定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類をもって判断する。

### 2 役員、事業主等についての経験について

#### (1) 監査役の取扱いについて

監査役については、建設業法上役員として認められないため、許可申請書別紙「役員一覧」に記載する必要はなく、監査役の就任期間については、経營業務管理責任者の経験年数に含めることはできない。

また、監査役は会社法上、会社の使用人との兼務はできないと規定されているため、専任技術者（経営管理者含む）や配置技術者となることはできない。

#### (2) 事業協同組合等の理事の経験について

役員としての経験の確認書類において、株式会社等は全部事項証明書で確認できるが、事業協同組合等は全部事項証明書に代表理事しか登記されず、理事の経験が確認できない。このため、理事に係る役員としての経験の確認資料は次のいずれかとする。

##### ① 理事就任が承認された総会議事録の写し（出席理事が署名押印しているもの）

※ 許可通知書と同様に、連続する任期2枚で前任分（任期2年の場合、前半2年分）の期間の確認資料として扱う。

##### ② 決算等について議決した総会又は理事会議事録の写し（当該者が理事として署名押印しているもの）※ 1枚を1年分として扱う。なお、決算総会議事録は每期行政庁に報告義務がある。

### 3 業種に携わった経験について

#### (1) 発注証明書について

建設業法によれば、請負契約については書面で締結することが義務化されていることから、業種に携わった経験の確認書類は、契約書、注文書又は許可通知書（2期以上連続しているもの）の写しを原則とし、やむを得ず「発注証明書（別紙様式第3号）」を添付する場合は、以下のとおり取り扱うこと。

- ・ 証明者欄には、かならず電話番号を記入させ、必要に応じて電話で事実確認を行うこと。（証明者が法人で解散している場合は、元代表取締役個人印の押印でも認めることとするが、実印によること。）
- ・ 相当に古い発注証明書については、記載事項の根拠（工事記録等）の提示をもとめること。
- ・ 証明書はできるかぎり2者以上の者から徴収すること。

※ 見積書、請求書については、相手方の記名押印がないため、確認資料としては原則として認められないため、その場合は「発注証明書（別紙様式第3号）」を作成させること。

#### (2) 署名や押印のない契約書等について

電子契約書等で署名及び押印が確認できない契約書等については、当該契約に係る「発注証明書（別紙様式第3号）」を併せて提出させ、必要に応じて証明者に電話で事実確認を行うこと。

また、契約の相手方が外国企業等で代表者の押印がなく署名（サイン）のみの契約書については、原則確認資料として認めることとするが、相手方の連絡先を確認し、必要に応じて相手方に電話で事実確認を行うこと。

### 4 経營業務の管理責任者に準ずる地位について

#### (1) 経營業務を補佐した経験（個人事業主）について

経營業務を補佐した経験（個人事業主）とは、成人に達して以降6年以上個人事業主又はその支配人に次ぐ地位にある者で、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいう。

なお、経營業務を補佐した経験（個人事業主）を認定する際の確認書類は、以下の①から③の全ての書類を提出させること。

① 事業主の所得税確定申告書（税務署、市町村又は商工会の受付印があるもの又は市町村税務課長等が税理士署名欄に印字されたもの。以下同様。）の6年分（補佐経験者が専従者として記載されているか又は常勤職員として給与を支払われていることが明記されていること）及び許可申請者が別居している場合は一人別源泉徴収簿6年分及び所得税領収済通知書の写し。

※ 確定申告書に受付印がない場合は、所轄の税務署において、保有情報開示請求（過去7年分まで請求可能）により取得したものをを用いること。



- ② 戸籍抄本又は住民票謄本（事業主と補佐経験者の関係が分かるもの。）
  - ③ 許可申請業種に係る事業主の契約書（各業種×①に対応する6年分）（許可通知書で①に対応する6年（補佐経験年数）以上、申請業種の許可を有していることが明らかであれば省略可。）
- ※ ②については原本、その他は写しの提出で認めるが、必要に応じて原本の提示を求めて確認すること。

### （2）経營業務を補佐した経験（法人）について

法人の経營業務補佐経験とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務を担う職位上の役員、支店長等に次ぐ地位（部長、副支店長等）をいう。

なお、補佐経験を認定する際の確認書類は、以下のすべてを揃えて提出させること。

- ① 経營業務管理責任者に準じる地位にあることを確認するための書類
  - ・ 組織図その他これに準じる書類
- ② 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
  - ・ 業務分掌規定（組織規定）その他これに準じる書類及び補佐経験者が関与した建設工事の契約書等の写し（各業種×6年分）
- ③ 補佐経験者が建設業の経営を補佐してきたことが確認できるもの
  - ・ 当該補佐経験者が決裁した稟議書その他これに準じる書類（②に対応する6年分）
- ④ 経營業務管理責任者証明書については、原則補佐経験時の法人等の代表者が証明すること。

※ ただし、法人が解散等の理由により証明が困難な場合は、当時の役員、元請業者、下請業者が証明することができる。その際は、「経營業務の管理責任者に準じる地位にあつて経營業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙様式第1号）」を添付させ、証明者が当時の役員の場合は、閉鎖登記簿等により当時の役員について確認すること。証明者が、当時の元請業者、下請業者の場合は、「元請業者（下請業者）による発注（受注）証明書（別紙様式第4号）」を提出させること。また、経營業務管理責任者証明書の備考欄に、代表者の証明を受けられない理由を付記すること。

### （3）執行役員等としての経営管理経験について

執行役員等としての経営管理経験とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受けるものとして選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

なお、執行役員等としての経営管理経験を認定する際の確認書類は、以下のすべてを揃えて提出すること。

- ① 執行役員等としての地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職位上の地位にあることを確認するための書類

- ・ 組織図その他これに準じる書類
- ② 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
- ・ 業務分掌規定（組織規定）その他これに準じる書類及び執行役員等が関与した建設工事の契約書等の写し（6年分（許可を受けようとする建設業に係るものであればその業種×5年分でも可。以下同様））
- ③ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
- ・ 定款，執行役員規程，執行役員職務分掌規程，取締役会規則，取締役就業規程，取締役会の議事録その他これらに準ずる書類及び当該執行役員等が決裁した稟議書その他これに準じる書類（②に対応する6年分）
- ④ 経營業務管理責任者証明書については，原則執行役員経験時の法人等の代表者が証明すること。
- ※ ただし，法人が解散等の理由により証明が困難な場合は，当時の役員，元請業者，下請業者が証明することができる。その際は，「経營業務の管理責任者に準じる地位にあつて経營業務を補佐した経験の認定に関する調書（別紙様式第1号）」を添付させ，証明者が当時の役員の場合は，閉鎖登記簿等により当時の役員について確認すること。証明者が，当時の元請業者，下請業者の場合は，「元請業者（下請業者）による発注（受注）証明書（別紙様式第4号）」を提出させること。また，経營業務管理責任者証明書の備考欄に，代表者の証明を受けられない理由を付記すること。

## 5 経營業務の管理責任者としての経験等に係る確認書類の要否について

経營業務の管理責任者としての経験及び経營業務の管理責任者に準じる地位としての経験に係る確認資料の要否は申請区分に応じ、次のとおりとする。

申請区分	経營業務の管理責任者の変更なし	経營業務の管理責任者の変更あり	備考
新規			要
事業継承		要	許可番号を引き継ぐことができるものに限る
許可換え新規	要	要	
一般・特新規 (業種を追加するものを除く)	不要	要	
新規扱い (うっかり失効)	要		変更がある場合には新規となる。(許可番号を引き継ぐことができない。)
法人成り	不要	要	許可番号を引き継ぐことができるものに限る
業種追加 (業種を追加する般特新規を含む)	要(注1を参照)		変更がある場合には、経管者の変更届が必要
更新	不要		変更がある場号には、経管者の変更届が必要
経營業務の管理責任者の変更届		要	(注2を参照)

※ かつて個人事業主として建設業許可を有していた者を経營業務の管理責任者として申請する場合には、建設業許可通知書の写しをもって確認書類に代えることができる。

(注1) 業種追加において、経營業務の管理責任者に変更がないまま1年以上継続して許可を有しており、当該経營業務の管理責任者が「許可取得前」と「許可取得後」とを通算して必要な経験を6年以上有している事が明らかな場合においては、添付書類を省略することができるものとする。

経營業務を補佐した経験として6年以上を有するもの(例：事業継承など、事業主に準ずる地位や役員に準じる地位にあったもの。)により許可を取得した場合においては、経營業務を補佐した経験(6年以上)とは別に経營業務の管理責任者又は執行役員等としての経験が5年(業種追加申請対象業種)又は6年(既許可業種)以上なければ業種追加は認められないので注意すること。

この場合、経營業務の管理責任者又は執行役員等としての経験5年(業種追加申請対象業種)により業種追加を申請したものについては、確認書類が必要となるので注意すること。

(注2) 変更届において、新たに経營業務の管理責任者となる者が、当該申請業者の役員として5年以上継続して勤務していたことが登記事項証明書等により明らかな場合は、経験年数の確認書類を省略することができる。

## 【IV 営業所の専任技術者関係】

### 1 実務経験について

#### (1) 相当に古い技術者実務経験の認定について

専任技術者となるために、相当に古い実務経験を記載として許可申請してきた場合、許可申請直前10年以上にわたって技術者実務経験がない場合は、記載された実務経験については確認資料（作業日報、工事記録等）の提示を求めることとする。

#### (2) 指定学科の確認について

指定学科の確認については、卒業証明書により確認すること。

なお、卒業証明書のみでは指定学科に該当するか判断が困難な場合は、別に単位履修証明書等の提示を求め、履修科目を確認すること。

#### (3) 指定学科卒業後に必要な実務経験について

一般建設業の許可における指定学科卒業後に必要な実務経験は次のとおり学校の区分に応じて異なるので、注意すること。

学校の区分	卒業後に必要な実務経験年数	根拠法令	有資格コード
大学(短期大学含む), 高等専門学校	3年以上	法第7条第2号イ	01
専門学校(専門士又は高度専門士)	3年以上	法第7条第2号ハ	99
専門学校(上記以外)	5年以上	法第7条第2号ハ	99
高等学校, 中等教育学校	5年以上	法第7条第2号イ	01
指定学科以外	10年以上	法第7条第2号ロ	02
	8年以上 (複数業種の実務経験)	法第7条第2号ハ	99

なお、特定建設業の専任技術者になるための指導監督的実務経験は、上記の実務経験と重複して差し支えないが、指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の7業種）の専任技術者にはなれないので注意すること。

#### (4) 指導監督的実務経験について

特定建設業の専任技術者になるためには、通常一級同等以上の国家資格等が必要であるが、指定建設業を除き、建設業法第7条2号のイ該当（2級資格等）の者でも指導的な実務経験を有しているものであれば、特定建設業の専任技術者となることができる。

なお、「指導監督的立場」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督したものをいい、「指導監督的な実務経験を有する者」とは、許可に係る建設工事で、発注者から直接請け負い（元請として請け負い）、その請負代金が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者をいう。

#### (5) 附帯工事の実務経験

附帯工事の実務経験は、確認資料（工事日報、工程表等）で確認できれば、附帯工事を行っていた期間のみ、附帯工事が該当する業種の実務経験に含めてよい。なお、附帯工事の実務経験として含めた期間は、同一人物について、本体工事が該当する業種の実務経験に含められないものである。

（具体例）

建築一式工事で家屋を建築（工期1～6月）

- ① 盛り土（1月）→とび・土工工事の実務経験として認める。
- ② 大工（2～3月）→大工の工事实務経験として認める。
- ③ 内装工事（4～6月）→内装工事の実務経験として認める。

※ ①～③の期間のうち、附帯工事として実務経験を計上した期間は、本体一式工事の実務経験に計上（2重計上）できない。

#### (6) 実務経験の振替えについて

以下の場合に、異なる業種間での実務経験の振替えを認めることとする。

- ① 一式工事から専門工事への実務経験の振替えを認める場合

土木一式	→	とび・土工, しゅんせつ, 水道施設, 解体
建築一式	→	大工, 屋根, 内装仕上, ガラス, 防水, 熱絶縁, 解体

注) 矢印の方向に向かってのみ振替可。

右枠内の業種間の振替不可

- ② 専門工事間での実務経験の振替えを認める場合

大工	↔	内装
とび・土工	↔	解体

※ 本取扱いについては、平成11年5月26日付け建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務要件の緩和について」を参考としているため、当該通知が変更、廃止された場合については、その後の国の通知に準じて取り扱う。

#### (7) 電気工事及び消防施設工事の実務経験について

電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できないこととされているため、これらの実務経験は認めていないので注意すること。

## 2 資格について

### (1) 電気工事士の免状について

電気工事士は、第1種電気工事士と第2種電気工事士があるが、免状に電気工事士しか記載がないものについては、第2種電気工事士として取り扱うこと。

### (2) 塗装（鋼橋塗装作業）の合格証書について

職業能力開発法に定める技能検定職種である塗装（鋼橋塗装作業）の1級及び2級合格者は、資格区分「塗装・木工塗装・木工塗装工」（有資格コード88）に含まれる。

※国土交通省土地・建設産業局建設業課への確認結果による。

## 【V 常勤性の確認関係】

### 1 他社の代表取締役等である場合について

#### (1) 他社の代表取締役

従来、許可上の経營業務管理責任者及び専任技術者（以下「技術者等」）は、他社の代表取締役（代取が複数いる場合を除く）との兼任を認めていなかったが、他社では事実上営業を行っていない場合や、他の取締役が事実上の経営者となっている場合などがあるため、他社の代表取締役であるという理由だけで、経營業務の管理責任者等になることはできないという扱いは合理的な理由があるとはいえないため、今後は以下のとおり取り扱う。

○ 以下①②③の全て又は②③④の全ての要件を満たす場合は、他社の代取との兼務を認める。

① 代表取締役を務める法人が、事実上営業を行っていないと判断できる場合。（確認資料例：税務署、県税事務所又は市町村に提出した休業届）

② 代表取締役を務める法人が、他の役員が事実上経営を行っていることが明らかなる場合であって、代表取締役として無報酬である場合。（確認資料例：登記簿謄本、一人別源泉徴収簿及び所得税領収済通知書）

③ 代表取締役を務める会社で、建設業法や他の法令等で専任性のある役職等についていない場合。

④ 社会保険の加入状況等により、経營業務の管理責任者等になっている法人での常勤性が確実な場合。

※ なお、他社の役員（平取）との兼任は以前から認めていたが、③の場合や、他社の常務取締役、専務取締役となっている場合、兼任は認められないので注意すること。

## (2) 他社の清算人

従来、代表清算人、法定清算人が他社の技術者等となることは認めていなかったが、法人の清算結了登記まで行うには、費用が多大にかかることを理由に、解散登記までで手続をとめている法人が多く、実質的には清算会社の業務は何ら行っていない事例が見受けられる。そのため、代表（法定）清算人になっているというだけで、常勤性を認めないことについては、合理的な理由に乏しいため、許可申請業者での常勤性が確認できた場合、他社の清算人が技術者等となることを認める。

## 2 出向契約者の取扱いについて

出向社員であっても、その者の給与の支払い状況、その者に対する人事権の状況等により、営業所への常勤性及び専任性が確認できる場合は、その営業所の専任技術者（経營業務管理責任者）となることができる。その際は、以下の資料を添付させ、確認すること。

- ① 出向契約書等（出向者の人事権限等が確認できる書類）の写し
- ② 出向者の給与の支払い状況が確認できる書類（実質の給与の負担が出向先であること）
- ③ 「出向者に関する契約内容証明書（別紙様式第5号）」（出向元の代表者が署名押印したもの）
- ④ 出向元での社会保険証の写し（在籍出向の確認）

※ なお、出向社員については、現場の配置技術者にはなれない（監理技術者制度運用マニュアル参照）ので注意すること。

## 3 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書について

### (1) 電子申請での標準報酬決定通知書について

社会保険加入業者の技術者等の常勤性の確認は、社会保険事務所の受付印がある標準報酬決定通知書で行っているが、電子申請での標準報酬決定通知書の場合には、印刷した通知書及び電子申請での手続完了画面を印刷したものを添付させること。

### (2) 2以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書について

被保険者が同時に2以上の事業者で使用され、管轄する年金事務所又は保険者が複数となる場合、当該被保険者が届出を行い、いずれかの事業所を選択することにより、選択した事業所を所管する年金事務所から当該被保険者に係る2以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書が選択した事業所あてに発行される。会社の役員を兼務している場合、当該役員が当該被保険者になる場合があるが、選択した事業所にかかわらず、当該通知書及び社会保険未加入業者と同様の確認資料をもって常勤性を認めることとする。併せて、他社の代表取締役の場合は、上記1のとおり取り扱うこと。

#### 4 営業所の所在地と技術者等の住所について

##### (1) 営業所の所在地と技術者等の住所が離れている場合

営業所の所在地と技術者等の住所が離れている場合は、通勤経路、交通手段等を聞き取り、社会通念上通勤が可能か確認すること。

##### (2) 技術者等の登記されていないことの証明書等の住所と現住所が異なる場合

実際に現住所に居住していることを裏付ける資料（現住所に係る技術者の名前が記載してある賃貸契約書、郵便物等）により確認すること。

#### 5 社会保険等未加入業者等における常勤性の確認資料について

##### (1) 常勤の確約書について

社会保険未加入業者又は適用除外者で、事業開始直後である場合や、新規雇用者、長期療休であった者等については、「常勤の確約書（別紙様式第6号）」を常勤性の確認資料とする。

### 【VI 財産的要件について】

#### 1 特定建設業に係る財産的要件について

特定建設業許可を取得するための財産的要件は、①欠損の額、②流動比率、③資本金額、④自己資本額のすべての要件を満たしている必要がある。確認方法としては、申請時の直近の決算期の財務諸表で確認することになる。ここでいう申請とは、新規、般特新規のみでなく、特定建設業に係る業種追加、更新等も含まれるので、その申請の都度、財産的要件の確認を行う必要がある。

※ 財産的要件確認の特例として、①②④の要件は満たしているものの、③の資本金額のみが不足している場合は、決算期を待たずに増資をした段階で要件を満たすことができる。

具体例：

・決算期時点での状況

欠損の額→○ 流動比率→○ 資本金額→× 自己資本額→○

この場合、増資をすれば要件を満たすことになる。

・認められない場合

欠損の額→○ 流動比率→○ 資本金額→× 自己資本額→×

この場合、増資をしても財産的要件は満たされない。

#### 2 一般建設業に係る財産的要件について

一般建設業の最初の更新から財産的要件はなくなるが、新規で許可を取得後、最初の更新前における業種追加の申請があった場合は、財産的要件の確認が必要なので注意すること。



## 【Ⅶ 欠格要件について】

### 1 成年被後見人及び被補佐人について

成年被後見人又は被保佐人に該当しない者は当該欠格事由に該当しないこととし、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

### 2 医師の診断書の内容について

医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載することとする。根拠として記載する事項の例は下記の通り。（手引きの例を参照）

#### A 医学的診断

- ・診断名
- ・所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
- ・各種検査結果（長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査等）
- ・短期間内に回復する可能性

#### B 判断能力についての意見

- ・見当識の障害の有無
- ・他人との意思疎通の障害の有無
- ・理解力・判断力の障害の有無
- ・記憶力の障害の有無

#### C 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

#### D その他必要と認める事項

## 【Ⅷ 変更届について】

### 1 技術者等の婚姻による氏名の変更について

技術者等が、婚姻により氏名に変更が生じた場合は、氏名の変更が確認できる書類の添付をさせた上で、変更前の氏名については技術者等の削除、変更後の氏名については技術者の追加として取扱い、各種届出についても同様のものとして提出するよう指導すること。

### 2 営業所に係る変更届の提出について

#### (1) 県内許可業者の主たる営業所移転に伴う変更届の提出について

県内許可業者が、主たる営業所を移転し、管轄の土木事務所が変更になる場合は、営業所の移転の変更届については、前管轄の土木事務所で受付ける。その後の申請等については、変更後の管轄土木事務所へ提出するよう業者へ指導すること。

## (2) 既に許可を得ている業種に係る営業所の変更届の提出について

既に許可を得ている業種については、たとえ軽微な工事であっても当該工事を契約する営業所において当該工事の業種に係る営業所の新設等の変更届の提出する必要があるので注意すること。

## 3 株式会社が添付しなければならない事業報告書について

事業法報告書とは、会社法により作成が義務付けられたもので、旧商法上の営業報告書に該当するものである。様式については任意であるため、会社法第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出したものと同一内容のものとする。

## 【IX 建設工事の種類について】

### 1 下請での一式工事について

土木一式工事や建築一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上元請で請け負った工事があてはまる。原則的に下請工事は一式工事にはならない。ただし、民間工事において発注者と元請業者との間で一括下請負を書面で認めた場合等は、下請工事であっても一式工事となりうる。

### 2 墨出し工事について

墨出し工事とは、建設工事の前に建物の位置や柱の中心線など、工事の基準となる線を表示する作業であるが、墨出し工事のみでは建設工事に該当しない。

## 【X その他】

### 1 建設業者団体について

建設業許可申請書に添付する「所属建設業者団体」に記入すべき建設業者団体は、茨城県の場合(社)茨城県建設業協会、(社)茨城県電設業協会、(社)茨城県空調衛生工事業協会、(社)茨城県造園業協会の4団体である。

### 2 許可申請に係る各種証明書の有効期限について

許可申請の際に添付する各種証明書の有効期限は、申請日前3か月以内とする。ただし、金融機関が発行する残高証明書については、申請日前1か月以内とする。(例えば6月2日に申請する場合、各種証明は3月2日、残高証明は5月2日以降が有効となる。)

なお、残高証明書の有効期間の考え方については、証明書発行日ではなく「残高の基準日」で判断すること。

### 3 代理申請について

#### (1) 代理申請者の資格について

申請者等の依頼を受け報酬を得て申請書等を作成（補正を含む）することができるのは、行政書士又は行政書士法人に限られるので、窓口で行政書士証票等により確認すること。また、行政書士の補助者の場合は、補助者証の有効期限を確認すること。

なお、申請書等の作成に対する報酬がなかったとしても、申請者等が会費等を支払って加入している団体等の職員が作成することは、報酬を得たとみなされ、行政書士法違反となるので注意すること。

※ 「行政書士法逐条解説」（地方自治制度研究会編）第19条関係より。

#### (2) 委任状について

代理申請において、許可申請時のみでなく、各種変更届の提出の際にも委任状が添付されているか確認すること。また、正本には委任状の正本を、写し2部にも委任状の写しを添付する必要があるので注意すること。

### (3) 申請書等の記名・押印について

代理申請における申請書等の記名・押印については、次のとおり取り扱うこととする。

区 分	申 請 書 等
申請者等と行政書士の氏名を併記し、行政書士の押印が必要なもの（申請者の押印は不要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建設業許可申請書（様式1号）の申請者欄</li> <li>② 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合に限る）</li> <li>③ 健康保険等の加入状況（様式第20号の3）の申請者・届出者欄</li> <li>④ 変更届出書（様式第22号の2）の届出者欄</li> <li>⑤ 変更届出書（別紙8）の代表者氏名欄</li> <li>⑥ 届出書（様式第22号の3）の届出者欄</li> <li>⑦ 廃業届（様式第22号の4）の届出者欄</li> </ul>
申請者等のみの記名・押印が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 誓約書（様式6号）の申請者欄</li> <li>② 経營業務管理責任者証明書（様式第7号）の証明者欄及び申請者・届出者欄</li> <li>③ 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号）の申請者・届出者欄（専任技術者の交代に伴う削除以外の場合）</li> <li>④ 実務経験証明書（様式9号）の証明者欄</li> <li>⑤ 指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明者欄</li> <li>⑥ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）の氏名欄</li> <li>⑦ 令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）の氏名欄</li> </ul>

#### 4 社会保険等未加入業者への加入指導について

「健康保険等の加入状況（様式第20号の2）」について、いずれかの保険に加入していない場合（2の場合）は、当該建設業者に対して加入指導を行うこと。なお、指導の際には、国では、社会保険等未加入の場合、建設業の新規許可又は更新を認めない検討を行っていることも伝えること。